

令和 8 年 第 1 回
さくら市議会定例会議案書

No.1

付 議 事 件

第 1 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて(令和 7 年度さくら市一般会計補正予算 (第 8 号))	市 長	No. 1 P 4
2	さくら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	"	P 24
3	さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	"	P 37
4	さくら市立保育園条例の一部改正について	"	P 39
5	さくら市児童センター設置条例及びさくら市放課後児童クラブ施設設置条例の一部改正について	"	P 40
6	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について(識見監査委員)	"	P 42
7	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について(児童扶養手当障害認定医)	"	P 43
8	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について(スポーツ推進委員)	"	P 44
9	さくら市一般旅券印紙等購買基金条例の一部改正について	"	P 45
10	さくら市火入れに関する条例の一部改正について	"	P 46
11	令和 7 年度さくら市一般会計補正予算(第 9 号)	"	P 49
12	令和 7 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)	"	P 79
13	令和 7 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)	"	P 97
14	令和 7 年度さくら市介護保険特別会計補正予算(第 5 号)	"	P113
15	令和 7 年度さくら市下水道事業会計補正予算(第 3 号)	"	P128

番号	事 件 名	提案者	ページ
16	令和 8 年度さくら市一般会計予算	市 長	No. 2 P 5
17	令和 8 年度さくら市国民健康保険特別会計予算	”	No. 3 P 5
18	令和 8 年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算	”	P 31
19	令和 8 年度さくら市介護保険特別会計予算	”	P 49
20	令和 8 年度さくら市水道事業会計予算	”	P 85
21	令和 8 年度さくら市下水道事業会計予算	”	P107
22	第 3 次さくら市総合計画基本構想の策定について	”	P131
23	上河戸辺地に係る総合整備計画の策定について	”	P137
24	鷺宿辺地、下河戸南辺地及び穂積辺地に係る総合整備計画の変更について	”	P140
25	市道路線の認定について	”	P147
26	さくら市教育委員会委員の任命同意について	”	P148
27	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について（澤村委員）	”	P149
28	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について（津浦委員）	”	P150
29	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について（川崎委員）	”	P151
報告 1	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	”	P152

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 1 号 令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 8 年 2 月 26 日提出

さくら市長 中村卓資

専決処分第 1 号 専決処分書

令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,906 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 254 億 6,025 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 19 日

さくら市長 中村卓資

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
16 県	支 出 金		
		3 委	託 金
20 繰	越 金		
		1 繰	越 金
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,063,620	19,060	2,082,680
134,052	19,060	153,112
578,264	6	578,270
578,264	6	578,270
25,441,188	19,066	25,460,254

歳 出

款	項
2 総 務 費	
	1 総 務 管 理 費
	4 選 挙 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,322,009	19,066	3,341,075
2,755,886	795	2,756,681
49,681	18,271	67,952
25,441,188	19,066	25,460,254

令和7年度さくら市一般会計補正予算
(第8号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款				補正前の額		
16	県	支	出	金	2,063,620	
20	繰		越	金	578,264	
		歳	入	合	計	25,441,188

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
19,060	2,082,680	
6	578,270	
19,066	25,460,254	

歳出

款	補正前の額	補正額
2 総 務 費	3,322,009	19,066
歳出合計	25,441,188	19,066

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
3,341,075	19,060			6	
25,460,254	19,060			6	

2 歳 入

款		項	目	補正前の額	補 正 額	計
16		県	支出金	2,063,620	19,060	2,082,680
	3		委託金	134,052	19,060	153,112
		1		総務費委託金	132,884	19,060
20			繰越金	578,264	6	578,270
	1		繰越金	578,264	6	578,270
		1		繰越金	578,264	6

16 県支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 選挙費委託金	19,060	衆議院議員総選挙費 19,060

1 繰越金	6	前年度繰越金 6

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	3,322,009	19,066	3,341,075	19,060			6
	1 総務管理費	2,755,886	795	2,756,681	795			
	9 情報処理費	440,264	795	441,059	795			
4	選挙費	49,681	18,271	67,952	18,265			6
	4 衆議院議員 総選挙費	0	18,271	18,271	18,265			6

2 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役 務 費	62	○住民情報関連システム管理事業	795
		通信運搬費	62
12 委 託 料	714	業務委託料	714
		賃借料	19
13 使用料及び 賃借料	19		
1 報 酬	2,111	○衆議院議員総選挙費	18,271
		その他非常勤職員報酬	2,111
3 職員手当等	7,093	時間外勤務手当	6,786
		管理職特別勤務手当	307
7 報 償 費	96	報償金	96
		消耗品費	960
10 需 用 費	1,129	燃料費	25
		食糧費	88
11 役 務 費	3,073	印刷製本費	56
		通信運搬費	1,766
12 委 託 料	3,309	手数料	1,307
		業務委託料	3,309
13 使用料及び 賃借料	74	賃借料	74
		庁用器具費	1,386
17 備品購入費	1,386		

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率(月分)	その他 の手当	計			
補正後	長 等	3		27,180	11,281 (3.45)	372	38,833	7,093	45,926
	議 員	18	74,100		24,501 (3.45)		98,601	19,756	118,357
	その他の 特別職	1,420	98,731				98,731		98,731
	計	1,441	172,831	27,180	35,782	372	236,165	26,849	263,014
補正前	長 等	3		27,180	11,281 (3.45)	372	38,833	7,093	45,926
	議 員	18	74,100		24,501 (3.45)		98,601	19,756	118,357
	その他の 特別職	1,250	96,620				96,620		96,620
	計	1,271	170,720	27,180	35,782	372	234,054	26,849	260,903
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0		0		0	0	0
	その他の 特別職	170	2,111				2,111		2,111
	計	170	2,111	0	0	0	2,111	0	2,111

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(266) 353	533,002	1,348,659	1,077,603	2,959,264	587,242	3,546,506	
補正前	(266) 353	533,002	1,348,659	1,070,510	2,952,171	587,242	3,539,413	
比 較	(0) 0	0	0	7,093	7,093	0	7,093	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	29,065	41,195	21,025	916	121,639	2,415
	補正前	29,065	41,195	21,025	916	114,853	2,415
	比 較	0	0	0	0	6,786	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	48,258	410,108	349,765	22,900	0	921
	補正前	48,258	410,108	349,765	22,900	0	614
	比 較	0	0	0	0	0	307
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	29,396	0				
	補正前	29,396	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員（正職員）

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(4) 323	0	1,259,277	818,346	2,077,623	429,783	2,507,406	
補正前	(4) 323	0	1,259,277	811,253	2,070,530	429,783	2,500,313	
比 較	(0) 0	0	0	7,093	7,093	0	7,093	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	29,065	21,430	21,025	916	117,386	2,415
	補正前	29,065	21,430	21,025	916	110,600	2,415
	比 較	0	0	0	0	6,786	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	48,258	283,178	243,248	22,900	0	921
	補正前	48,258	283,178	243,248	22,900	0	614
	比 較	0	0	0	0	0	307
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	27,604	0				
	補正前	27,604	0				
	比 較	0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書き。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(262) 30	533,002	89,382	259,257	881,641	157,459	1,039,100	
補正前	(262) 30	533,002	89,382	259,257	881,641	157,459	1,039,100	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	0	19,765	0	0	4,253	0
	補正前	0	19,765	0	0	4,253	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	126,930	106,517	0	0	0
	補正前	0	126,930	106,517	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	1,792	0				
	補正前	1,792	0				
	比 較	0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書き。

議案第2号

さくら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

さくら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下

同じ。)を行う事業をいう。以下同じ。)の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者(法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、栃木県、市、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第

30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに

係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないと

きは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支

援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める一時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項
その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定

乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの

苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たった計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交

付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得な

なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第3号

さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年さくら市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条並びに第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号を次のように改める。

(6) 利用定員

第16条第7号中「開始、」を「開始及び」に、「及び」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「事業に係る利用定員」を「事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第25条第1号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年栃木県条例第17号）」に改め、同条第2号中「認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」を「認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年栃木県条例第50号）」に改め、同条第3号中「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）」を「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年栃木県条例第19号）」に改め、同条第4号中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」を「さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年さくら市条例第22号）」に改める。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第4号

さくら市立保育園条例の一部改正について

さくら市立保育園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市立保育園条例の一部を改正する条例

さくら市立保育園条例（平成17年さくら市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第1条中「号」の次に「。第3条第1項において「法」という。」を加える。

第3条第1項中「の規定により」を「に規定する政令で定める額をそれぞれ限度として」に改め、「市が定める額」の次に「並びに法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業に要する費用として市が定める額」を加え、「、当該規定に規定される政令で定める額をそれぞれ限度として」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第5号

さくら市児童センター設置条例及びさくら市放課後児童クラブ施設設置条例の一部改正について

さくら市児童センター設置条例及びさくら市放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市児童センター設置条例及びさくら市放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例

(さくら市児童センター設置条例の一部改正)

第1条 さくら市児童センター設置条例（平成19年さくら市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている世帯に属する者 免除
- (2) さくら市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成17年さくら市条例第114号）第3条に規定する助成対象者 10分の7の減額

第17条第3号中「前2号に掲げる放課後児童クラブ利用者」を「前3号に掲げるもの」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、2人以上の子が属し生計を一にしている世帯のうち、第2子以降の者 2分の1の減額
(さくら市放課後児童クラブ施設設置条例の一部改正)

第2条 さくら市放課後児童クラブ施設設置条例(平成23年さくら市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第11条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている世帯に属する者 免除
- (2) さくら市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成17年さくら市条例第114号)第3条に規定する助成対象者 10分の7の減額

第11条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、2人以上の子が属し生計を一にしている世帯のうち、第2子以降の者 2分の1の減額
- 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 6 号

さくら市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

さくら市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成
17 年さくら市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表監査委員の部識見を有する者の項中「546,000 円」を「702,000 円」
に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

さくら市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

さくら市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成
17 年さくら市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表福祉事務所嘱託医の項の次に次のように加える。

児童扶養手当障害認定医	日額 20,000 円
-------------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成
17 年さくら市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

スポーツ推進審議会委員	年額 11,000 円
スポーツ推進委員	年額 40,000 円

」を

「

スポーツ推進審議会委員	年額 11,000 円
-------------	-------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第9号

さくら市一般旅券印紙等購買基金条例の一部改正について

さくら市一般旅券印紙等購買基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市一般旅券印紙等購買基金条例の一部を改正する条例

さくら市一般旅券印紙等購買基金条例（平成22年さくら市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

さくら市一般旅券印紙購買基金条例

第1条中「及び栃木県収入証紙（以下「証紙」という。）」を削り、「一般旅券印紙等」を「一般旅券印紙」に改める。

第4条（見出しを含む。）及び第7条中「及び証紙」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第10号

さくら市火入れに関する条例の一部改正について

さくら市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

さくら市長 中村卓資

さくら市条例第 号

さくら市火入れに関する条例の一部を改正する条例

さくら市火入れに関する条例（平成17年さくら市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「以下「火入予定期間」」を「次条第2号において「火入予定期間」」に、「以下「申請書」」を「次項において「申請書」」に改める。

第12条第1項中「「火入従事者」」を「以下「火入従事者」」に改める。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に、「ときは」を「場合には」に改める。

第15条中「以下「消防団長」」を「次条第1項において「消防

団長」」に、「以下「消防長」」を「次条第1項において「消防長」」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第11号

令和7年度さくら市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度さくら市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,722万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255億2,747万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加、変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加、変更、廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月26日提出

さくら市長 中村卓資

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
11 地 方 交 付 税		
	1 地 方 交 付 税	
15 国 庫 支 出 金		
	1 国 庫 負 担 金	
	2 国 庫 補 助 金	
16 県 支 出 金		
	1 県 負 担 金	
	2 県 補 助 金	
17 財 産 収 入		
	1 財 産 運 用 収 入	
18 寄 附 金		
	1 寄 附 金	
19 繰 入 金		
	1 特 別 会 計 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金	
20 繰 越 金		
	1 繰 越 金	
22 市 債		
	1 市 債	
歳 入	合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,002,035	293,614	3,295,649
3,002,035	293,614	3,295,649
4,607,460	△35,273	4,572,187
2,835,983	34,049	2,870,032
1,760,613	△69,322	1,691,291
2,082,680	122,397	2,205,077
1,017,355	△5,338	1,012,017
912,213	127,735	1,039,948
120,886	2,224	123,110
59,032	2,224	61,256
1,360,007	100,000	1,460,007
1,360,007	100,000	1,460,007
1,678,416	△1,050,692	627,724
88,628	746	89,374
1,589,788	△1,051,438	538,350
578,270	663,552	1,241,822
578,270	663,552	1,241,822
1,292,600	△28,600	1,264,000
1,292,600	△28,600	1,264,000
25,460,254	67,222	25,527,476

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	3 戸籍住民基本台帳費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
5 農林水産業費	
	1 農業費
7 土木費	
	1 土木管理費
	2 道路橋梁費
	4 都市計画費
8 消防費	
	1 消防費
9 教育費	
	1 教育総務費
	2 小学校費
	6 保健体育費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,341,075	18,713	3,359,788
2,756,681	34,809	2,791,490
222,058	△16,096	205,962
9,269,721	△139,641	9,130,080
3,640,395	△11,236	3,629,159
4,920,815	△128,405	4,792,410
1,419,151	4,457	1,423,608
674,355	4,457	678,812
731,947	229,407	961,354
712,801	229,407	942,208
2,467,234	11,200	2,478,434
163,282	△6,900	156,382
1,038,700	△6,000	1,032,700
1,112,465	24,100	1,136,565
857,740	0	857,740
857,740	0	857,740
3,326,805	△56,914	3,269,891
1,028,578	△36,500	992,078
282,875	△5,000	277,875
1,103,638	△15,414	1,088,224
25,460,254	67,222	25,527,476

第 2 表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	介護施設整備事業	168,026
5 農林水産業費	1 農業費	農地利用効率化等支援交付金	9,000
5 農林水産業費	1 農業費	農業用ため池防災減災対策事業	202,656
7 土木費	1 土木管理費	木造住宅耐震診断・改修等事業	4,100
7 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	83,148
7 土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	97,148
7 土木費	2 道路橋梁費	市道 U 1 - 1 0 号道路改良事業	105,328
7 土木費	2 道路橋梁費	雨水排水対策事業	25,988
7 土木費	2 道路橋梁費	橋梁整備事業	12,425
7 土木費	3 河川費	準用河川改修事業	28,920
7 土木費	4 都市計画費	都市整備課庶務事務	17,765

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 土木費	4 都市計画費	氏家駅東地区魅力向上事業	24,100
7 土木費	4 都市計画費	桜の郷づくり事業	7,000
8 消防費	1 消防費	防災事業費	3,410
9 教育費	6 保健体育費	プロサッカーによる地域の元気づくり推進事業	60,797
9 教育費	6 保健体育費	総合公園管理事業	3,960

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
5 農林水産業費	1 農業費	農業構造転換支援事業	28,000	52,000

第3表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市の堀用水改修事業費	15,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。
氏家駅東地区魅力向上事業費	24,100			

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育施設整備事業費	26,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	24,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
放課後児童クラブ施設整備事業費	331,300				238,100			
農業用ため池防災減災対策事業費	5,500				39,100			

廃 止

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
橋梁整備事業費	6,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	—	—	—	—

令和7年度さくら市一般会計補正予算
(第9号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
11	地方交付税	3,002,035
15	国庫支出金	4,607,460
16	県支出金	2,082,680
17	財産収入	120,886
18	寄附金	1,360,007
19	繰入金	1,678,416
20	繰越金	578,270
22	市債	1,292,600
歳入合計		25,460,254

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
293,614	3,295,649	
△35,273	4,572,187	
122,397	2,205,077	
2,224	123,110	
100,000	1,460,007	
△1,050,692	627,724	
663,552	1,241,822	
△28,600	1,264,000	
67,222	25,527,476	

歳出

款		補正前の額	補正額
2	総務費	3,341,075	18,713
3	民生費	9,269,721	△139,641
4	衛生費	1,419,151	4,457
5	農林水産業費	731,947	229,407
7	土木費	2,467,234	11,200
8	消防費	857,740	0
9	教育費	3,326,805	△56,914
歳出合計		25,460,254	67,222

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
3,359,788	△22,776		2,224	39,265	
9,130,080	△22,818	△95,700		△21,123	
1,423,608				4,457	
961,354	137,149	49,000		43,258	
2,478,434	△6,136	18,100		△764	
857,740	1,705			△1,705	
3,269,891				△56,914	
25,527,476	87,124	△28,600	2,224	6,474	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	3,002,035	293,614	3,295,649
	1 地方交付税	3,002,035	293,614	3,295,649
	1 地方交付税	3,002,035	293,614	3,295,649

15	国庫支出金	4,607,460	△35,273	4,572,187
	1 国庫負担金	2,835,983	34,049	2,870,032
	1 民生費国庫負担金	2,834,983	34,049	2,869,032
	2 国庫補助金	1,760,613	△69,322	1,691,291
	1 総務費国庫補助金	747,964	△14,844	733,120
	2 民生費国庫補助金	726,752	△52,697	674,055
	5 土木費国庫補助金	228,259	△3,486	224,773
	8 消防費国庫補助金	0	1,705	1,705

16	県支出金	2,082,680	122,397	2,205,077
	1 県負担金	1,017,355	△5,338	1,012,017
	1 民生費県負担金	992,400	2,594	994,994

11 地方交付税
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	293,614	普通交付税	293,614

1 社会福祉費負担金	4,000	障害者自立支援給付費負担金 (1/2)	4,000
2 児童福祉費負担金	29,700	子どものための教育・保育給付費国庫負担金 (1/2) 子育てのための施設等利用給付費 (1/2)	30,150 △450
4 保険基盤安定負担金	481	保険基盤安定負担金 (支援分) (1/2)	481
7 未就学児均等割保険料負担金	△13	未就学児均等割保険料負担金 (1/2)	△13
9 産前産後保険料負担金	△119	産前産後保険料負担金 (1/2)	△119
1 総務費補助金	△14,844	戸籍法一部改正に伴う氏名振り仮名整備補助金 (法務省) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (低所得世帯支援枠等)	△1,644 △13,200
2 児童福祉費補助金	△52,697	子ども・子育て支援整備交付金 (2/3, 1/2) 就学前教育・保育施設整備交付金 (2/3)	△27,062 △25,635
1 土木費補助金	△3,486	住宅・建築物安全ストック形成事業 (防災・安全交付金) (1/2)	△3,486
1 消防費補助金	1,705	地域未来交付金 (地域防災緊急整備型)	1,705

1 社会福祉費負担金	2,000	障害者自立支援給付費負担金 (1/4)	2,000
3 児童福祉費負担金	14,850	子どものための教育・保育給付費県負担金 (1/4) 子育てのための施設等利用費 (1/4)	15,075 △225
5 保険基盤安定負担金	△14,190	保険基盤安定負担金 (軽減分) (3/4) 保険基盤安定負担金 (支援分) (1/4)	△14,431 241
8 未就学児均等割保	△7	未就学児均等割保険料負担金 (1/4)	△7

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	2 農林水産業費県負担金	24,955	△7,932	17,023
2	県補助金	912,213	127,735	1,039,948
	2 民生費県補助金	507,271	△6,764	500,507
	4 農林水産業費県補助金	207,419	136,249	343,668
	6 土木費県補助金	3,780	△1,750	2,030

17	財産収入	120,886	2,224	123,110
	1 財産運用収入	59,032	2,224	61,256
	2 利子及び配当金	39,792	2,224	42,016

18	寄附金	1,360,007	100,000	1,460,007
	1 寄附金	1,360,007	100,000	1,460,007
	3 ふるさとづくり寄附金	1,360,000	100,000	1,460,000

19	繰入金	1,678,416	△1,050,692	627,724
	1 特別会計繰入金	88,628	746	89,374
	2 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	746	747
	2 基金繰入金	1,589,788	△1,051,438	538,350
	1 財政調整基金繰入金	1,020,734	△682,384	338,350
	2 減債基金繰入金	369,054	△369,054	0

節		説明	
区分	金額		
保険料負担金			
9 産前産後保険料負担金	△59	産前産後保険料負担金 (1/4)	△59
1 農業費負担金	△7,932	地籍調査事業費 (5/10+2.5/10)	△7,932
2 児童福祉費補助金	△6,764	子ども・子育て支援整備交付金 (1/6、1/8)	△6,764
1 農業費補助金	137,149	新規就農者育成総合対策補助金 農業用ため池防災減災対策事業 園芸大国とちぎフル加速総合対策事業 農業構造転換支援事業補助金	△9,600 135,104 △12,355 24,000
2 林業費補助金	△900	とちぎ材の家づくり耐震支援事業補助金 (10/10)	△900
1 土木費補助金	△1,750	民間住宅耐震改修助成事業補助金 (1/4)	△1,750

1 利子及び配当金	2,224	さくら市・斎藤奨学資金貸付基金利子 基金一括運用利子 (定期) 基金一括運用利子 (債券)	3 1 2,220
-----------	-------	---	-----------------

1 ふるさとづくり寄附金	100,000	ふるさとづくり寄附金	100,000
--------------	---------	------------	---------

1 後期高齢者医療特別会計繰入金	746	後期高齢者医療特別会計繰入金	746
1 財政調整基金繰入金	△682,384	財政調整基金繰入金	△682,384
1 減債基金繰入金	△369,054	減債基金繰入金	△369,054

款		項	目	補正前の額	補正額	計
20		繰越金		578,270	663,552	1,241,822
	1	繰越金		578,270	663,552	1,241,822
		1 繰越金		578,270	663,552	1,241,822

22		市債		1,292,600	△28,600	1,264,000
	1	市債		1,292,600	△28,600	1,264,000
		2 民生債		357,900	△95,700	262,200
		4 農林水産業債		40,100	49,000	89,100
		5 土木債		645,800	18,100	663,900

節		説明	
区分	金額		
1 繰越金	663,552	前年度繰越金	663,552

1 保育施設整備事業債	△2,500	保育施設整備事業費	△2,500
2 放課後児童クラブ施設整備事業債	△93,200	放課後児童クラブ施設整備事業費	△93,200
5 市の堀用水改修事業債	15,400	市の堀用水改修事業費	15,400
6 農業用ため池防災減災対策事業債	33,600	農業用ため池防災減災対策事業費	33,600
23 橋梁整備事業債	△6,000	橋梁整備事業費	△6,000
25 氏家駅東地区魅力向上事業債	24,100	氏家駅東地区魅力向上事業費	24,100

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	3,341,075	18,713	3,359,788	△22,776		2,224	39,265
1	総務管理費	2,756,681	34,809	2,791,490	△21,132		2,224	53,717
	1 一般管理費	1,334,828	53,650	1,388,478				53,650
	8 基金費	31,677	2,224	33,901			2,224	
	10 地籍調査事業費	26,958	△7,865	19,093	△7,932			67
	15 特別給付金交付事業費	161,977	△13,200	148,777	△13,200			
	3	戸籍住民基本台帳費	222,058	△16,096	205,962	△1,644		
1	戸籍住民基本台帳費	222,058	△16,096	205,962	△1,644			△14,452

3	民生費	9,269,721	△139,641	9,130,080	△22,818	△95,700		△21,123
1	社会福祉費	3,640,395	△11,236	3,629,159	△7,907			△3,329
	2 障がい者福祉費	1,479,535	8,000	1,487,535	6,000			2,000
	3 国民健康保険費	279,980	△19,731	260,249	△13,907			△5,824
	6 介護保険費	617,646	495	618,141				495
2	児童福祉費	4,920,815	△128,405	4,792,410	△14,911	△95,700		△17,794
	1 児童福祉総務費	2,798,554	△128,405	2,670,149	△14,911	△95,700		△17,794

2 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	53,650	○ふるさとづくり寄附事業 業務委託料	53,650 53,650
24 積立金	2,221	○基金積立事業 基金積立金	2,224 2,221
27 繰出金	3	定額運用基金繰出金	3
12 委託料	△7,865	○地籍調査事業 業務委託料	△7,865 △7,865
18 負担金、補助 及び交付金	△13,200	○定額減税調整給付金（不足額給付）事業 交付金	△13,200 △13,200
12 委託料	△16,096	○戸籍事務 業務委託料	△16,096 △16,096

19 扶助費	8,000	○介護給付・訓練等給付事業 扶助費	8,000 8,000
27 繰出金	△19,731	○国民健康保険特別会計繰出金 他会計繰出金	△19,731 △19,731
27 繰出金	495	○介護保険特別会計繰出金 他会計繰出金	495 495
7 報償費	△100	○施設型給付・地域型給付等事業 業務委託料	60,300 54,300
8 旅費	△222	負担金	6,000
12 委託料	54,300	○子育てのための施設等利用給付事業 負担金	△900 △900
14 工事請負費	△117,000	○保育園補修整備事業 補助金	△28,840 △28,840
18 負担金、補助 及び交付金	△65,383	○放課後児童クラブ施設整備事業 工事請負費 補助金	△158,643 △117,000 △41,643
		○少子化対策推進事業 報償金	△322 △100

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	

4		衛生費	1,419,151	4,457	1,423,608				4,457
	1	保健衛生費	674,355	4,457	678,812				4,457
		3 母子保健費	139,578	4,457	144,035				4,457

5		農林水産業費	731,947	229,407	961,354	137,149	49,000		43,258
	1	農業費	712,801	229,407	942,208	137,149	49,000		43,258
		3 農業振興費	185,348	2,045	187,393	2,045			
	5 農地費	211,886	227,362	439,248	135,104	49,000		43,258	

7		土木費	2,467,234	11,200	2,478,434	△6,136	18,100		△764
	1	土木管理費	163,282	△6,900	156,382	△6,136			△764
		1 土木総務費	163,282	△6,900	156,382	△6,136			△764
	2	道路橋梁費	1,038,700	△6,000	1,032,700		△6,000		
		3 橋梁維持費	68,656	△6,000	62,656		△6,000		
	4	都市計画費	1,112,465	24,100	1,136,565		24,100		
		2 街路事業費	3,661	24,100	27,761		24,100		

8		消防費	857,740	0	857,740	1,705			△1,705
	1	消防費	857,740	0	857,740	1,705			△1,705

節		説明
区分	金額	
		普通旅費 △222

22 償還金、利子及び割引料	4,457	○妊娠・出産包括支援事業 償還金	4,457 4,457

18 負担金、補助及び交付金	2,045	○新規就農者育成総合対策 交付金	△9,600 △9,600
		○園芸大国とちぎフル加速総合対策事業 補助金	△12,355 △12,355
		○農業構造転換支援事業 補助金	24,000 24,000
14 工事請負費	202,656	○市の堀用水改修事業 負担金	24,706 24,706
18 負担金、補助及び交付金	24,706	○農業用ため池防災減災対策事業 工事請負費	202,656 202,656

18 負担金、補助及び交付金	△6,900	○木造住宅耐震診断・改修等事業 補助金	△6,900 △6,900
18 負担金、補助及び交付金	△6,000	○橋梁整備事業 負担金	△6,000 △6,000
16 公有財産購入費	24,100	○氏家駅東地区魅力向上事業 土地購入費	24,100 24,100

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 防災費	37,659	0	37,659	1,705			△1,705

9		教育費	3,326,805	△56,914	3,269,891				△56,914
	1	教育総務費	1,028,578	△36,500	992,078				△36,500
		2 事務局費	638,672	△6,500	632,172				△6,500
		4 情報環境整備費	380,251	△30,000	350,251				△30,000
		2 小学校費	282,875	△5,000	277,875				△5,000
	1	学校管理費	267,124	△5,000	262,124				△5,000
		6 保健体育費	1,103,638	△15,414	1,088,224				△15,414
	1	体育総務費	573,465	11,824	585,289				11,824
		3 学校給食費	329,499	△27,238	302,261				△27,238

節		説明
区分	金額	
		(財源更正)

12 委託料	△1,500	○学校教育課庶務事務 賃借料	△2,000 △2,000
13 使用料及び 賃借料	△2,000	○学校保健管理事業 業務委託料	△1,500 △1,500
17 備品購入費	△3,000	○教科書改訂等整備事業 庁用器具費	△3,000 △3,000
17 備品購入費	△30,000	○学校ICT管理事業 庁用器具費	△30,000 △30,000
12 委託料	△5,000	○小学校施設長寿命化改良事業 業務委託料	△5,000 △5,000
14 工事請負費	11,824	○プロサッカーによる地域の元気づくり推進事業 工事請負費	11,824 11,824
3 職員手当等	△6,929	○給食センター管理運営事業 期末手当	△7,238 △3,720
8 旅費	△309	勤勉手当 会計年度任用職員費用弁償(通勤)	△3,209 △309
10 需用費	△20,000	○学校給食センター管理運営事業 燃料費	△20,000 △20,000

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(266) 353	533,002	1,348,659	1,070,365	2,952,026	587,242	3,539,268	
補正前	(266) 353	533,002	1,348,659	1,077,603	2,959,264	587,242	3,546,506	
比 較	(0) 0	0	0	△ 7,238	△ 7,238	0	△ 7,238	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	29,065	40,886	21,025	916	121,639	2,415
	補正前	29,065	41,195	21,025	916	121,639	2,415
	比 較	0	△ 309	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	48,258	406,388	346,556	22,900	0	921
	補正前	48,258	410,108	349,765	22,900	0	921
	比 較	0	△ 3,720	△ 3,209	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	29,396	0				
	補正前	29,396	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員（正職員）

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(4) 323	0	1,259,277	818,346	2,077,623	429,783	2,507,406	
補正前	(4) 323	0	1,259,277	818,346	2,077,623	429,783	2,507,406	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	29,065	21,430	21,025	916	117,386	2,415
	補正前	29,065	21,430	21,025	916	117,386	2,415
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	48,258	283,178	243,248	22,900	0	921
	補正前	48,258	283,178	243,248	22,900	0	921
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	27,604	0				
	補正前	27,604	0				
	比 較	0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書き。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(262) 30	533,002	89,382	252,019	874,403	157,459	1,031,862	
補正前	(262) 30	533,002	89,382	259,257	881,641	157,459	1,039,100	
比 較	(0) 0	0	0	△ 7,238	△ 7,238	0	△ 7,238	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	0	19,456	0	0	4,253	0
	補正前	0	19,765	0	0	4,253	0
	比 較	0	△ 309	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	123,210	103,308	0	0	0
	補正前	0	126,930	106,517	0	0	0
	比 較	0	△ 3,720	△ 3,209	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	1,792	0				
	補正前	1,792	0				
	比 較	0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書き。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	12,271,257	13,115,026	3,334,300	1,580,601	14,868,725
(1) 総務	5,283,309	4,740,810	41,700	603,590	4,178,920
(2) 民生	230,356	203,552	262,200	47,782	417,970
(3) 衛生	269,328	317,593	0	31,981	285,612
(4) 農林水産	487,621	484,832	104,500	60,613	528,719
(5) 商工	71,590	62,770	25,100	8,820	79,050
(6) 土木	2,435,836	2,524,539	756,100	398,306	2,882,333
(7) 消防	798,136	753,277	43,900	63,899	733,278
(8) 教育	2,695,081	4,027,653	2,100,800	365,610	5,762,843
2 災害復旧費	60,303	47,437	0	9,635	37,802
(1) 公共土木施設	33,193	28,034	0	5,161	22,873
(2) 農林水産業施設	27,110	19,403	0	4,474	14,929
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	12,331,560	13,162,463	3,334,300	1,590,236	14,906,527

議案第12号

令和7年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度さくら市国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,444万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,139万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月26日提出

さくら市長 中村卓資

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
8 繰 入 金			
		1 他 会 計 繰 入 金	
		2 基 金 繰 入 金	
9 繰 越 金			
		1 繰 越 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
245,772	△19,729	226,043
245,771	△19,728	226,043
1	△1	0
20,000	204,176	224,176
20,000	204,176	224,176
4,056,945	184,447	4,241,392

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
2 保険給付費	1 療養諸費
	2 高額療養費
6 保健事業費	1 特定健康診査等事業費
	2 保健事業費
7 基金積立金	1 基金積立金
9 諸支出金	1 償還金及び還付加算金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
17,121	△798	16,323
15,412	△798	14,614
2,877,873	99,864	2,977,737
2,494,404	74,691	2,569,095
370,202	25,173	395,375
63,220	△4,335	58,885
51,517	△2,958	48,559
11,703	△1,377	10,326
15,295	59,445	74,740
15,295	59,445	74,740
7,483	30,271	37,754
7,483	30,271	37,754
4,056,945	184,447	4,241,392

令和7年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款			補正前の額
8 繰	入	金	245,772
9 繰	越	金	20,000
歳入合計			4,056,945

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△19,729	226,043	
204,176	224,176	
184,447	4,241,392	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
1	総 務 費	17,121	△798
2	保 険 給 付 費	2,877,873	99,864
6	保 健 事 業 費	63,220	△4,335
7	基 金 積 立 金	15,295	59,445
9	諸 支 出 金	7,483	30,271
歳 出 合 計		4,056,945	184,447

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
16,323				△798	
2,977,737				99,864	
58,885				△4,335	
74,740				59,445	
37,754				30,271	
4,241,392				184,447	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
8	繰入金	245,772	△19,729	226,043
	1 他会計繰入金	245,771	△19,728	226,043
	1 一般会計繰入金	245,771	△19,728	226,043
	2 基金繰入金	1	△1	0
	1 財政調整基金繰入金	1	△1	0

9	繰越金	20,000	204,176	224,176
	1 繰越金	20,000	204,176	224,176
	1 その他繰越金	20,000	204,176	224,176

8 繰入金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 保険基盤安定繰入金	△19,240	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△19,240
2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	962	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	962
3 未就学児均等割保険料繰入金	△26	未就学児均等割保険料繰入金	△26
5 産前産後保険料繰入金	△236	産前産後保険料繰入金	△236
7 財政安定化支援事業繰入金	337	財政安定化支援事業繰入金	337
8 その他一般会計繰入金	△1,525	療養給付費負担金減額分繰入金	△1,525
1 財政調整基金繰入金	△1	財政調整基金繰入金	△1
1 繰越金	204,176	前年度繰越金	204,176

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	総務費	17,121	△798	16,323				△798
	1 総務管理費	15,412	△798	14,614				△798
	1 一般管理費	14,378	△798	13,580				△798

2	保険給付費	2,877,873	99,864	2,977,737				99,864
	1 療養諸費	2,494,404	74,691	2,569,095				74,691
	1 一般被保険者療養給付費	2,462,510	74,691	2,537,201				74,691
	2 高額療養費	370,202	25,173	395,375				25,173
	1 一般被保険者高額療養費	370,000	25,173	395,173				25,173

6	保健事業費	63,220	△4,335	58,885				△4,335
	1 特定健康診査等事業費	51,517	△2,958	48,559				△2,958
	1 特定健康診査等事業費	51,517	△2,958	48,559				△2,958
	2 保健事業費	11,703	△1,377	10,326				△1,377
	2 疾病予防費	10,208	△1,377	8,831				△1,377

7	基金積立金	15,295	59,445	74,740				59,445
	1 基金積立金	15,295	59,445	74,740				59,445
	1 財政調整基金積立金	15,295	59,445	74,740				59,445

9	諸支出金	7,483	30,271	37,754				30,271
	1 償還金及び	7,483	30,271	37,754				30,271

1 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役 務 費	△798	○国民健康保険事務 通信運搬費	△798 △798

18 負担金、補助 及び交付金	74,691	○一般被保険者療養給付費 負担金	74,691 74,691
18 負担金、補助 及び交付金	25,173	○一般被保険者高額療養費 負担金	25,173 25,173

11 役 務 費	△101	○特定健康診査等事業費 業務委託料	△2,857 △2,857
12 委 託 料	△2,857	○早期介入保健事業費 通信運搬費	△101 △101
11 役 務 費	△17	○糖尿病重症化予防事業 手数料	△1,377 △17
12 委 託 料	△1,360	業務委託料	△1,360

24 積 立 金	59,445	○国民健康保険財政調整基金積立金 基金積立金	59,445 59,445

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	還付加算金							
	5 保険給付費 等交付金返 還金	1	20,668	20,669				20,668
	6 療養給付費 負担金返還 金	1	118	119				118
	12 保険者努力 支援交付金 返還金	0	1,941	1,941				1,941
	13 特別調整交 付金返還金	0	7,544	7,544				7,544

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利子及び割引料	20,668	○県保険給付費等交付金返還金 償還金 20,668 20,668
22 償還金、利子及び割引料	118	○療養給付費等負担金返還金 償還金 118 118
22 償還金、利子及び割引料	1,941	○保険者努力支援交付金返還金（事業費分）保険者努力支援交付金分 償還金 1,460 1,460 ○保険者努力支援交付金返還金（事業費分）特別調整交付金分 償還金 481 481
22 償還金、利子及び割引料	7,544	○特別調整交付金返還金 償還金 7,544 7,544

議案第13号

令和7年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和7年度さくら市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,841万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月26日提出

さくら市長 中村卓資

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
4 繰 越 金	
	1 繰 越 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1	746	747
1	746	747
657,671	746	658,417

歲 出

款		項	
4 諸	支 出 金		
		2 繰	出 金
歲 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,140	746	1,886
1	746	747
657,671	746	658,417

令和7年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額
4 繰越金	1
歳入合計	657,671

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
746	747	
746	658,417	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
4 諸 支 出 金	1,140	746
歳 出 合 計	657,671	746

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
1,886				746	
658,417				746	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		繰越金	1	746	747
	1	繰越金	1	746	747
	1	繰越金	1	746	747

4 繰越金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	746	前年度繰越金 746

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4		諸支出金	1,140	746	1,886				746
	2	繰出金	1	746	747				746
		1 他会計繰出金	1	746	747				746

4 諸支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
27 繰出金	746	○他会計繰出金 746 他会計繰出金 746

議案第14号

令和7年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和7年度さくら市介護保険特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,421万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月26日提出

さくら市長 中村卓資

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
3 国 庫 支 出 金			
		2 国 庫 補 助 金	
8 繰 入 金			
		1 一 般 会 計 繰 入 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
873,111	495	873,606
221,038	495	221,533
628,750	495	629,245
617,435	495	617,930
3,983,222	990	3,984,212

歳 出

款	項
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
119,488	990	120,478
71,885	990	72,875
3,983,222	990	3,984,212

令和7年度さくら市介護保険特別会計補正予算
(第5号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款					補正前の額	
3	国	庫	支	出	金	873,111
8	繰		入		金	628,750
		歳	入	合	計	3,983,222

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
495	873,606	
495	629,245	
990	3,984,212	

歳出

款	補正前の額	補正額
1 総 務 費	119,488	990
歳出合計	3,983,222	990

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
120,478	495			495	
3,984,212	495			495	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	873,111	495	873,606
	2 国庫補助金	221,038	495	221,533
	4 事務費交付金	330	495	825

8	繰入金	628,750	495	629,245
	1 一般会計繰入金	617,435	495	617,930
	4 その他一般会計繰入金	121,420	495	121,915

3 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	495	事務費交付金国庫補助金	495

2 事務費繰入金	495	事務費繰入金	495

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	119,488	990	120,478	495			495
	1	総務管理費	71,885	990	72,875	495			495
		1 一般管理費	71,885	990	72,875	495			495

1 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	990	○介護保険事務 業務委託料
		990
		990

議案第15号

令和7年度さくら市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度さくら市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和7年度さくら市下水道事業会計補正予算（第1号）第2条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

（追加）

事項	期間	限度額
公共下水道水処理センター維持管理業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	360,000千円
農業集落排水水処理センター維持管理業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	15,000千円

令和8年2月26日提出

さくら市長 中村 卓資

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	営業収益	損益勘定 留保資金
7-汚水柵設置等業務委託	35,000	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	35,000	35,000	-
7-公共下水道水処理センター維持管理業務委託	360,000	-	-	令和7年度から 令和9年度まで	360,000	360,000	-
7-農業集落排水水処理センター維持管理業務委託	15,000	-	-	令和7年度から 令和9年度まで	15,000	15,000	-